

国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則

平成16年 4月 1日
規則第 15号

改正 平成19年3月23日規則第6号
平成19年6月25日規則第15号
平成20年3月17日規則第12号
平成21年3月31日規則第13号
平成23年3月31日規則第7号
平成25年3月14日規則第4号
平成27年2月3日規則第3号
令和元年7月30日規則第27号
令和2年3月19日規則第6号
令和3年6月25日規則第13号
令和4年3月23日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学長（以下「学長」という。）の選考、任期及び解任に関し必要な事項を定める。

(選考等の機関)

第2条 学長候補者の選考及び学長の解任は、国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考等会議」という。）が行う。

(選考の時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、原則として任期満了の3か月以前に、同項第2号から第4号に該当する場合は、速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 学長候補者は、国立大学法人鳴門教育大学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すると認められた者とする。

2 学長選考等会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、望ましい学長像を作成し、公表しなければならない。

(選考の方法)

第5条 学長候補者の選考の方法は、原則として、推薦、意向調査及び面接等によって行う。

2 学長選考等会議は、学長候補者を選考するときは、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。

(学長候補者の推薦)

第6条 学長選考等会議は、次条に定める推薦資格者から推薦された者を学長候補の選考対象者とする。ただし、自薦は認めない。

2 推薦は、推薦資格者5人の連署による推薦を必要とする。ただし、次条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限り、1人で推薦することができる。

3 前項に定めるもののほか、学長候補者の推薦手続に関し必要な事項は、学長選考等会議が別に定める。

(推薦資格を有する者)

第7条 学長候補者を推薦する資格を有する者（以下「推薦資格者」という。）は、公示の日在職する次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長及び理事

(2) 経営協議会委員の外部委員

(3) 専任の教授、准教授、講師及び助教

(4) 附属学校（園）長及び教頭

(5) 事務職員等のうち課長補佐相当職以上の職にある者

2 前項の規定にかかわらず、公示の日において休職又は停職中の者は、推薦資格を有しない。

3 公示の日以降において、推薦資格者が第1項各号に掲げる職でなくなったときは、その日から学長候補者を推薦する資格を喪失する。

(推薦書等の提出)

第8条 学長候補者を推薦する者は、被推薦者の同意を得た上で、別に定める様式による、学長候補者推薦書、学長候補者調書、主要業績及び所信表明書（以下「推薦書等」という。）を提出するものとする。なお、複数の推薦を受けた被推薦者は、推薦書等を一本化することが望ましい。

2 前項の推薦書等の提出について、複数の推薦を受けた被推薦者があった場合、学長候補者推薦書以外の、学長候補者調書、主要業績及び所信表明書については、重複して提出する必要がない。

3 第1項の推薦書等のうち所信表明書については、特別な事情があると学長選考等会議が特に認めた場合は、提出に及ばない。

4 学長選考等会議は、推薦書等が適正に作成されている者を第1次学長候補者とし、提出された推薦書等を公表する。

(意向調査)

第9条 学長選考等会議は、第1次学長候補者について、学長としてふさわしいかどうか、学内の意向を調査（以下「意向調査」という。）するものとする。

2 前項の意向調査は、推薦資格者及び公示の日の翌日から意向調査の実施日の1週間前までに第7条第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる職となった者による単記無記名の投票により実施するものとし、実施方法及び実施結果の公表については、学長選考等会議が別に定める。

(第2次学長候補者の選出)

第10条 学長選考等会議は、第1次学長候補者のうちから、意向調査の実施結果及び推薦書等を参考に、第2次学長候補者を3名選出するものとする。ただし、第1次学長候補者が3名以内のときは、第12条の2によるものとする。

2 前項に規定する第2次学長候補者には、意向調査実施結果の得票数が第1位及び第2位の者を含むものとする。ただし、第1位又は第2位に得票同数の者があるときの第2次学長候補者選出人數については、学長選考等会議がその都度定める。

3 学長選考等会議は、第2次学長候補者を選出したときは公表する。

(面接等)

第11条 学長選考等会議は、第2次学長候補者に対して面接等を実施するものとする。

2 特別な事情があり、第2次学長候補者が面接に来られない場合で、学長選考等会議が特に認めた場合は、推薦代表者に面接会場への出席を求めるところとする。

(最終学長候補者の選考)

第12条 学長選考等会議は、第2次学長候補者のうちから、面接等の結果及び推薦書等を総合的に判断し、合議により最終学長候補者を選考する。

第12条の2 第10条による第1次学長候補者が3名以内の場合は、第11条及び第12条の規定にかかわらず、第1次学長候補者のうちから、意向調査、面接等の結果及び推薦書等を総合的に判断し、合議により最終学長候補者を選考する。

(就任交渉)

第13条 最終学長候補者に対する学長就任の交渉は、学長選考等会議において選出された複数の者が速やかに行う。

(再選考)

第14条 学長選考等会議は、最終学長候補者が学長就任を辞退し、又は学長に就任することができなくなったときは、第2次学長候補者（第12条の2による場合は、第1次学長候補者）のうちから、あらためて最終学長候補者の選考を行う。

2 前項の規定による再選考の結果、学長候補者の全員が学長就任を辞退し、又は学長に就任することができなくなったときは、学長選考等会議は、あらためて最終学長候補者の選考を行う。

(学長候補者がいない場合)

第15条 第6条に基づく学長候補の選考対象者及び第8条第4項に規定する第1次学長候補者がいない場合は、学長選考等会議が最終学長候補者の選考を行う。

(最終学長候補者の報告等)

第16条 学長選考等会議は、最終学長候補者から学長就任の承諾を得たときは、速やかに役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。

(学長の任期)

第17条 学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(学長再任の審査)

第18条 学長選考等会議は、第8条第4項に掲げる者が、現学長1人であった場合は、次の各項に定める当該学長の再任の審査を行う。

2 学長選考等会議は、学長の再任の審査に当たり、推薦書等の審査及び当該学長と面接を行った上で、これらの結果に基づき、合議により当該学長の再任の可否を決定するものとする。

ただし、合議が成立しなかった場合は、出席した委員の過半数の同意をもって再任の可否を決定する。

- 3 学長選考等会議は、学長の再任を可と決定した場合は、速やかに学長選考等会議において選出された複数の者が学長就任の交渉を行い、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。
- 4 学長選考等会議は、学長の再任を否と決定した場合、学長が再任を辞退した場合及び学長に就任することができなくなった場合は、あらためて最終学長候補者の選考を行うものとする。

(学長解任の審査等)

第19条 学長選考等会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるとき、又は、職務の遂行が適当でないため国立大学法人鳴門教育大学の業務の実績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは、学長の解任の審査を行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

- 2 学長選考等会議は、学長に不正行為や法令違反等のおそれがあると監事から報告を受けたとき又は前項の規定に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができる。

(学長解任決議の報告等)

第20条 学長選考等会議は、前条第1項の規定により、学長の解任を決議したときは、速やかに役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(臨時措置)

第21条 学長選考の実施に当たり、この規則により難い事態が発生した場合は、その都度学長選考等会議が定める。

(実施細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考等会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この改正規則の施行時の学長の任期については、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。